

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第三条、第七条関係）			
事業の種類 一、四（略）	第一種事業の要件 出力が二万キロワット以上である発電設備の新設を伴	第一種事業の要件 出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴	第二種事業の要件 出力が三万キロワット以上
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一（第一条、第三条、第七条関係）			
事業の種類 一、四（略）	第一種事業の要件 出力が二万キロワット以上である発電設備の新設を伴	第一種事業の要件 出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴	第二種事業の要件 出力が三万キロワット以上
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

六 十三 (略)		
(略)	ワ カ (略)	う 太陽電池 発電所の 更の工事の 事業
(略)	(略)	の 新設を伴う 太陽電池 所の変更の工 事の事業
(略)		

六 十三 (略)		
(略)	ワ カ (略)	う 太陽電池 発電所の 更の工事の 事業
(略)	(略)	設を伴う太陽 電池発電所の 変更の工事の 事業
(略)		